

東松山市立中学校の部活動方針

平成31年2月
東松山市教育委員会

はじめに

- 学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 平成30年3月、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）を定め、都道府県及び市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者が定める方針の基準を示した。また、国のガイドラインに則り、平成30年7月に埼玉県教育委員会は、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針として、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下、「県方針」という。）を策定し、市町村教育委員会や各学校の作成する方針のモデルを示すとともに、保護者向けのリーフレットを提示した。
- そこで、市教育委員会では、「東松山市立中学校の部活動方針」（以下、「市方針」という。）を策定し、各中学校において校長の指導の下、適正かつ持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。市方針の基本的な考え方は、国のガイドライン並びに県方針に則ったものであり、運動部と文化部の全ての部活動を対象として策定する。
- 市教育委員会は、市方針に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

東松山市立中学校の部活動方針

I 適切な運営のための体制整備

1 東松山市立中学校における部活動の方針の策定と公表

- (1) 校長は、市方針をもとに、「学校の部活動に係る活動の方針（以下、部活動の方針）」を策定する。
- (2) 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程等）並びに毎月の活動計画等を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、上記（１）、（２）の部活動の方針及び活動計画等を、部に所属する生徒・保護者等に示す。

2 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒や教員の数、部活動外部指導者や部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部の設置に努める。
- (2) 校長は、部顧問の決定に当たっては、教員の他の校務分掌や、部活動外部指導者や部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう配慮する。
- (3) 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (4) 校長、教頭、部顧問及び部活動指導員、部活動外部指導者等は、指導に係る知識、実技及び技術の質の向上を図るための研修に積極的に参加するよう努める。
- (5) 市教育委員会は、校長の求めに応じて、部活動指導員並びに部活動外部指導者等を学校に派遣し、生徒への指導内容の充実及び安全確保に寄与するとともに、教職員の負担軽減に努める。

II 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

1 適切な指導の実施

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 顧問は、技能や記録向上といった生徒の目標が達成できるように、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動の実施に努める。
また、熱中症、落雷等の被害防止も含め、生徒の安全・安心を確保する。

2 部活動用指導手引の普及・活用

部顧問、部活動指導員及び部活動外部指導者等は、県教育委員会が作成する「運動部活動指導資料」や手引、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等の活用に努める。

Ⅲ 適切な休養日等の設定

1 部活動における休養日及び活動時間については、以下を基準とする。

(1) 学期中は、以下のように休養日を設ける。

○ 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも月に4日以上休養日を設ける。

○ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業日中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

○ 夏季休業中及び冬季休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるよう、一定程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 原則として、学校閉庁日には部活動は行わないものとする。

(3) 平日の活動時間（※）は、1日2時間程度とする。学校の休業日（学期中の週末及び長期休業日を含む）の活動時間は、1日3時間程度とする。

（※活動時間の中に、準備や片付け等は含まない）

(4) 複数校が参加して行う練習試合等については、午前午後を通しての活動もやむを得ない。ただし、生徒の健康面等を考慮し、原則として、1日を通して活動した日の翌週に休養日を振り替える。

2 大会・コンクール等への参加について

(1) 中学校体育連盟が主催する運動部の大会や、吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール等が計画されている場合には、その大会等の1ヶ月前より、例外として、休養日を設けずに活動することができる。ただし、生徒の健康面を考慮し、その大会終了後に休養日を設けるなど、適切に対応する。なお、該当する大会等は、下記ア・イに示す通りとする。

ア 運動部における大会

i 学校総合体育大会（比企地区、県、関東、全国）

ii 新人体育大会（比企地区、県）

iii 通信陸上大会（比企地区、県）

iv 駅伝競走大会（比企地区、県、関東、全国）

イ 文化部（吹奏楽部）におけるコンクール等

i 吹奏楽コンクール（地区、県、西関東、東日本、全国）

ii アンサンブルコンテスト（地区、県、西関東、全国）

iii 西部支部吹奏楽研究発表会

(2) その他、各部活動単位で参加する大会等について、参加の上限は定めないが、その大会終了後に休養日を設けるなど、適切に対応する。

おわりに

市教育委員会は、顧問を務める教師の負担軽減を踏まえ、引き続き部活動改革の取組を進めるとともに、地域全体で学校の部活動を支え、または部活動に代わって生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の機会を確保・充実させることができるよう方策を検討していく。